

文化審議会著作権分科会運営規則 改定案

下線部分が改定事項

文化審議会著作権分科会運営規則

(平成三十年 月 日文化審議会著作権分科会決定)

文化審議会令(平成十二年政令第二百八十一号)第十条及び文化審議会運営規則(平成二十三年六月一日文化審議会決定)第三条第五項の規定に基づき、文化審議会著作権分科会運営規則を次のように定める。

(総則)

第一条 文化審議会著作権分科会(以下「分科会」という。)の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、文化審議会令及び文化審議会運営規則に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(部会)

第二条 分科会に、使用料部会(以下「部会」という。)を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

- 一 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項(これらの規定を同法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の算出方法に関する事項
- 二 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項(これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項
- 三 著作権法第九十五条第十一項(同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。)の二次使用料の額に関する事項
- 四 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項
- 五 著作権法第百四条の六第一項の私的録音録画補償金の額の認可に関する事項
- 六 著作権法第百四条の八第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関

する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない私的録音録画補償金の額の割合に関する事項

七 著作権法第百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項

八 著作権法第百四条の十五第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に関する事項

九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第一項の使用料規程についての裁定に関する事項

十 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項ただし書の補償額の認可に関する事項

- 2 前項の規定は、分科会長が特に必要であると認める場合において、分科会が前項に掲げる事項を自ら処理することを妨げない。
- 3 文化審議会運営規則第四条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては分科会長が重要であると認めるときは、この限りでない。
 - 一 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項（これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項
 - 二 著作権法第九十五条第十一項（同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）の二次使用料の額に関する事項
 - 三 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項
- 四 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律第五条第一項ただし書の補償額に関する事項

（小委員会）

第三条 分科会長は、特定の事項を審議するため必要があると認めるときは、分科会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、分科会長が指名する。
- 3 小委員会に、主査を置き、当該小委員会に属する委員、臨時委員及

び専門委員の互選により選任する。

- 4 主査は、当該小委員会の事務を掌理する。
- 5 主査に事故があるときは、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 小委員会は、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 7 小委員会の議事は、当該小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。
- 8 主査は、当該小委員会における審議の経過及び結果を分科会に報告するものとする。

(会議の公開)

第四条 分科会の議事は公開して行う。ただし、特別の事情により分科会が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 分科会の会議の公開の手続きその他分科会の会議の公開に関し必要な事項は、別に分科会長が分科会に諮って定める。

(利害関係を有する委員の取扱い)

第五条 議事について特別の利害関係を有する委員は、その議事に加わることができないものとする。また、委員は議事の当事者とその議事に関し個別に接触してはならないものとする。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、分科会の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

附 則

第一条 この規則は、分科会の決定の日(平成三十年 月 日)から施行する。

第二条 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から著作権法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十号。第四条において「著作権法改正法」という。)の施行の日(平成三十一年一月一日)の前日までの間における本運営規則第二条第一項第二号及び同条第三項第一号の適用については、これらの規定中「、第六十七条の二第五項若しくは第六項(これらの規定を」とあるのは、「(同法第百三条において準用する場合を含む。)、第六十七条の二第四項(」とする。

第三条 施行日から学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）の施行の日（平成三十一年四月一日）の前日までの間における本運営規則第二条第一項第一号及び第二号の適用については、同項第一号中「著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）」とあるのは「学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）第三条による改正後の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下本号において「新法」という。）」と、「同法」とあるのは「新法」と、同条第二号中「著作権法」とあるのは「著作権法第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）」、第三十三条の二第二項、」とする。

第四条 施行日から著作権法改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成三十年五月二十五日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日）の前日までの間における本運営規則第二条第一項第七号及び第八号の規定の適用については、同項第七号中「著作権法」とあるのは「著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）による改正後の著作権法（次号において「新法」という。）」と、同項第八号中「著作権法」とあるのは「新法」とする。

改定後の文化審議会著作権分科会運営規則第2条（時点別）

分科会決定の日～平成30年12月31日まで

（部会）

第二条 分科会に、使用料部会（以下「部会」という。）を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

- 一 学校教育法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十九号）第三条による改正後の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下本号において「新法」という。）第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項（これらの規定を新法第百二条第一項において準用する場合を含む。）の算出方法に関する事項
- 二 著作権法第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十七条の二第四項（同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項
- 三 著作権法第九十五条第十一項（同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。）の二次使用料の額に関する事項
- 四 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項
- 五 著作権法第百四条の六第一項の私的録音録画補償金の額の認可に関する事項
- 六 著作権法第百四条の八第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない私的録音録画補償金の額の割合に関する事項
- 七 著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）による改正後の著作権法（次号において「新法」という。）第百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項
- 八 新法第百四条の十五第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に関する事項
- 九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第百三十一号）第二十四条第一項の使用料規程についての裁定に関する事項
- 十 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和三十一年法律第八十六号）第五条第一項ただし書の補償額の認可に関する事項
- 2 （略）
- 3 文化審議会運営規則第四条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項にあっては分科会長が重要であると認めるときは、この限りでない。
 - 一 著作権法第六十七条第一項（同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十七条の二第四項（同法第百三条において準用する場合を含む。）、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項
 - 二～四 （略）

平成31年1月1日～同年3月31日まで

(部会)

第二条 分科会に、使用料部会(以下「部会」という。)を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

- 一 学校教育法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十九号)第三条による改正後の著作権法(昭和四十五年法律第四十八号。以下本号において「新法」という。)第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項(これらの規定を新法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の算出方法に関する事項
 - 二 著作権法第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項(これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項
 - 三 著作権法第九十五条第十一項(同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。)の二次使用料の額に関する事項
 - 四 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項
 - 五 著作権法第百四条の六第一項の私的録音録画補償金の額の認可に関する事項
 - 六 著作権法第百四条の八第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない私的録音録画補償金の額の割合に関する事項
 - 七 著作権法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十号)による改正後の著作権法(次号において「新法」という。)第百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項
 - 八 新法第百四条の十五第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に関する事項
 - 九 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二十四条第一項の使用料規程についての裁定に関する事項
 - 十 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第一項ただし書の補償額の認可に関する事項
- 2 (略)
- 3 文化審議会運営規則第四条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項にあっては分科会長が重要であると認めるときは、この限りでない。
- 一 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項(これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項
 - 二～四 (略)

平成31年4月1日～平成33年5月24日を超えない範囲内において政令で定める日の前日まで

(部会)

第二条 分科会に、使用料部会(以下「部会」という。)を置き、その所掌事務は、分科会の所掌事務のうち、次に掲げる事項を処理することとする。

一 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項(これらの規定を同法第百二条第一項において準用する場合を含む。)の算出方法に関する事項

二 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項(これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項

三 著作権法第九十五条第十一項(同法第九十七条第四項において準用する場合を含む。)の二次使用料の額に関する事項

四 著作権法第九十五条の三第四項及び第六項並びに第九十七条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)において準用する同法第九十五条第十一項の規定による報酬又は使用料の額に関する事項

五 著作権法第百四条の六第一項の私的録音録画補償金の額の認可に関する事項

六 著作権法第百四条の八第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない私的録音録画補償金の額の割合に関する事項

七 著作権法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十号)による改正後の著作権法(次号において「新法」という。)第百四条の十三第一項の授業目的公衆送信補償金の額の認可に関する事項

八 新法第百四条の十五第一項の著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない授業目的公衆送信補償金の額の算出方法に関する事項

九 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第二十四条第一項の使用料規程についての裁定に関する事項

十 万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律(昭和三十一年法律第八十六号)第五条第一項ただし書の補償額の認可に関する事項

2 (略)

3 文化審議会運営規則第四条第三項の規定に基づき、次の各号に掲げる事項については、部会の議決をもって分科会の議決とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる事項にあつては分科会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

一 著作権法第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項(これらの規定を同法第百三条において準用する場合を含む。)、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額に関する事項

二～四 (略)

文化審議会著作権分科会運営規則改定案 関連条文(抜粋)

著作権法の一部を改正する法律(平成30年法律第30号)(抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(学校その他の教育機関における複製等)</p> <p>第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、<u>その必要と認められる限度において、公表された著作物を複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。以下この条において同じ。)</u>を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</p> <p>2 <u>前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所に</u></p>	<p>(学校その他の教育機関における複製等)</p> <p>第三十五条 学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、<u>必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。</u>ただし、当該著作物の種類及び用途並びに<u>その複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>公表された著作物については、前項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合</u>には、当該授業が行われる場所以外の場所</p>

において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。

(著作権者不明等における著作物の利用)

第六十七条 (略)

2 国、地方公共団体その他これらに準ずるものとして政令で定める法人(以下この項及び次条において「国等」という。)が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。この場合において、国等が著作権者と連絡をすることができるに至つたときは、同項の規定により文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 第一項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

4 (略)

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 (略)

2 国等が前項の規定により著作物を利用しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による供託を要しない。

3 第一項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

4 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)(国等を除く。次項において同じ。)が裁定を受けたときは、前条第

において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(著作権者不明等における著作物の利用)

第六十七条 (略)

(新設)

2 前項の裁定を受けようとする者は、著作物の利用方法その他政令で定める事項を記載した申請書に、著作権者と連絡することができないことを疎明する資料その他政令で定める資料を添えて、これを文化庁長官に提出しなければならない。

3 (略)

(裁定申請中の著作物の利用)

第六十七条の二 (略)

(新設)

2 前項の規定により作成した著作物の複製物には、同項の規定の適用を受けて作成された複製物である旨及び裁定の申請をした年月日を表示しなければならない。

3 第一項の規定により著作物を利用する者(以下「申請中利用者」という。)が裁定を受けたときは、前条第一項の規定にかかわらず、同

一項の規定にかかわらず、同項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額）については、同条第一項の規定による供託を要しない。

5 （略）

6 申請中利用者（国等に限る。）は、裁定をしない処分を受けた後に著作権者と連絡をすることができるに至ったときは、当該処分を受けた時までの間における第一項の規定による著作物の利用に係る使用料の額に相当するものとして文化庁長官が定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

7 （略）

8 第四項、第五項又は前項の場合において、著作権者は、前条第一項又はこの条第五項若しくは前項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

9 （略）

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

第五章 著作権等の制限による利用に係る補償金

第二節 授業目的公衆送信補償金

（授業目的公衆送信補償金を受ける権利の行使）

第一百四条の十一 第三十五条第二項（百二条第一項において準用する場合

項の補償金のうち第一項の規定により供託された担保金の額に相当する額（当該担保金の額が当該補償金の額を超えるときは、当該額）については、同条第一項の規定による供託を要しない。

4 （略）

（新設）

5 （略）

6 前三項の場合において、著作権者は、前条第一項又は前二項の補償金を受ける権利に関し、第一項の規定により供託された担保金から弁済を受けることができる。

7 （略）

（文化審議会への諮問）

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第四項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

第五章 私的録音録画補償金

（新設）

（新設）

を含む。第百四条の十三第二項及び第百四条の十四第二項において同じ。
)の補償金(以下この節において「授業目的公衆送信補償金」という。)を受ける権利は、授業目的公衆送信補償金を受ける権利を有する者(次項及び次条第四号において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この節において「指定管理団体」という。)があるときは、当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

- 2 前項の規定による指定がされた場合には、指定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて授業目的公衆送信補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

(授業目的公衆送信補償金の額)

第百四条の十三 第百四条の十一第一項の規定により指定管理団体が授業目的公衆送信補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の認可があつたときは、授業目的公衆送信補償金の額は、第三十五条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。

- 3 指定管理団体は、第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、授業目的公衆送信が行われる第三十五条第一項の教育機関を設置する者の団体で同項の教育機関を設置する者の意見を代表すると認められるものの意見を聴かなければならない。

- 4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る授業目的公衆送信補償金の額が、第三十五条第一項の規定の趣旨、公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化を含む。)に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

(新設)

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

(著作権等の保護に関する事業等のための支出)

第百四条の十五 指定管理団体は、授業目的公衆送信補償金の総額のうち、授業目的公衆送信による著作物等の利用状況、授業目的公衆送信補償金の分配に係る事務に要する費用その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算出した額に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(新設)

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）（抜粋）

（私的録音録画補償金の額）

第百四条の六 第百四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利を行使する場合には、指定管理団体は、私的録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の認可があつたときは、私的録音録画補償金の額は、第三十条第二項の規定にかかわらず、その認可を受けた額とする。
- 3 指定管理団体は、第百四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表すると認められるものの意見を聴かななければならない。
- 4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項（第百二条第一項において準用する場合を含む。）及び第百四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。
- 5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。

（著作権等の保護に関する事業等のための支出）

第百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金（第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。）の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

- 2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、文化審議会に諮問しなければならない。
- 3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）（著作権法関連抜粋）

改 正 案	現 行
<p>（教科用図書等への掲載）</p> <p>第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（<u>学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書</u>をいう。以下同じ。）に掲載することができる。</p> <p>2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が<u>定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 文化庁長官は、前項の<u>算出方法を定めた</u>ときは、これを官報で告示する。</p> <p>4 （略）</p>	<p>（教科用図書等への掲載）</p> <p>第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（<u>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものを</u>をいう。以下同じ。）に掲載することができる。</p> <p>2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が<u>毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</u></p> <p>3 文化庁長官は、前項の<u>定めをした</u>ときは、これを官報で告示する。</p> <p>4 （略）</p>
<p>（教科用図書代替教材への掲載等）</p> <p>第三十三条の二 <u>教科用図書に掲載された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書代替教材（学校教育法第三十四条第二項又は第三項（これらの規定を同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により教科用図書に代えて使用することができる同法第三十四条第二項に規定する教材</u>をいう。以下この項及び次項において同じ。）に掲載し、及び教科用図書代替教材の当該使用に伴</p>	<p>（新設）</p>

つていずれの方法によるかを問わず利用することができる。

2 前項の規定により教科用図書に掲載された著作物を教科用図書代替教材に掲載しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、同項の規定の趣旨、同項の規定による著作物の利用の態様及び利用状況、前条第二項に規定する補償金の額その他の事情を考慮して文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の三 (略)

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、第三十三条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が定める算出方法により算出した額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の算出方法を定めたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、次に掲げる事項を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

(教科用拡大図書等の作成のための複製等)

第三十三条の二 (略)

2 前項の規定により複製する教科用の図書その他の複製物(点字により複製するものを除き、当該教科用図書に掲載された著作物の全部又は相当部分を複製するものに限る。以下この項において「教科用拡大図書等」という。)を作成しようとする者は、あらかじめ当該教科用図書を発行する者にその旨を通知するとともに、営利を目的として当該教科用拡大図書等を頒布する場合にあつては、前条第二項に規定する補償金の額に準じて文化庁長官が毎年定める額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。

3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。

4 (略)

(文化審議会への諮問)

第七十一条 文化庁長官は、第三十三条第二項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第三十三条の二第二項、第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十

一 第三十三条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第二項又は第三十三条の三第二項の算出方法

二 第六十七条第一項、第六十七条の二第五項若しくは第六項、第六十八条第一項又は第六十九条の補償金の額

（著作隣接権の制限）

第百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第三十三条から第三十三条の三までの規定は、著作隣接権の目的となつている放送又は有線放送の利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十二条若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は

九条の補償金の額を定める場合には、文化審議会に諮問しなければならない。

（新設）

（新設）

（著作隣接権の制限）

第百二条 第三十条第一項、第三十条の二から第三十二条まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条第三項、第三十七条の二（第一号を除く。次項において同じ。）、第三十八条第二項及び第四項、第四十一条から第四十三条まで、第四十四条（第二項を除く。）、第四十六条から第四十七条の二まで、第四十七条の四並びに第四十七条の五の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用し、第三十条第二項及び第四十七条の七の規定は、著作隣接権の目的となつている実演又はレコードの利用について準用し、第四十四条第二項の規定は、著作隣接権の目的となつている実演、レコード又は有線放送の利用について準用する。この場合において、同条第一項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項、第九十九条第一項又は第百条の三」と、同条第二項中「第二十三条第一項」とあるのは「第九十二条第一項又は第百条の三」と読み替えるものとする。

2 前項において準用する第三十二条、第三十七条第三項、第三十七条の二、第四十二条若しくは第四十七条の規定又は次項若しくは第四項の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合にお

放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下「実演等」と総称する。）を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3 第三十三条の三第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4～8 （略）

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十三条の二第一項、第三十三条の三第一項若しくは第四項、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二～四 （略）

五 第三十三条の三第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者

いて、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、その出所を明示しなければならない。

3 第三十三条の二第一項の規定により教科用図書に掲載された著作物を複製することができる場合には、同項の規定の適用を受けて作成された録音物において録音されている実演又は当該録音物に係るレコードを複製し、又は同項に定める目的のためにその複製物の譲渡により公衆に提供することができる。

4～8 （略）

9 次に掲げる者は、第九十一条第一項、第九十六条、第九十八条又は第百条の二の録音、録画又は複製を行つたものとみなす。

一 第一項において準用する第三十条第一項、第三十条の三、第三十一条第一項第一号若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十七条第三項、第三十七条の二第二号、第四十一条から第四十二条の三まで、第四十三条第二項、第四十四条第一項若しくは第二項、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十七条の二又は第四十七条の五第一項に定める目的以外の目的のために、これらの規定の適用を受けて作成された実演等の複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演、当該レコードに係る音若しくは当該放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像の公衆への提示を行つた者

二～四 （略）

五 第三十三条の二第一項又は第三十七条第三項に定める目的以外の目的のために、第三項若しくは第四項の規定の適用を受けて作成された実演若しくはレコードの複製物を頒布し、又は当該複製物によつて当該実演若しくは当該レコードに係る音の公衆への提示を行つた者